



平成 21 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 サンウエーブ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 織田 昌之助
(コード番号 7993 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員経営管理部長
 榊 信行
(TEL. 03 - 3518 - 4303)

臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日設定 ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成21年12月14日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日の設定ならびに、平成22年2月25日開催予定の当社臨時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会について

- (1) 臨時株主総会開催予定日
平成22年2月25日(木)
- (2) 臨時株主総会開催場所
東京都千代田区猿樂町二丁目5番5号
YMCAアジア青少年センター 地下1階ホール
- (3) 臨時株主総会の目的事項
決議事項
第1号議案 当社と株式会社住生活グループとの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

2. 臨時株主総会に係る基準日について

当社は、平成22年2月25日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成21年12月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成21年12月31日(木)
- (2) 公告予定日 平成21年12月15日(火)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)
<http://www.sunwave.co.jp/>

3. 定款変更について

(1) 定款変更の理由

臨時株主総会の第1号議案「当社と株式会社住生活グループとの株式交換契約承認の件」が承認可決され、株式交換手続きが実施されますと、平成22年4月1日をもって株式交換が行われ、株式会社住生活グループを除く当社の株主の皆様は、株式会社住生活グループの株主となります。

これに伴いまして、多数の株主の存在を前提とする基準日の制度はその必要性を失うことなどの事情に鑑み、当社の現行定款第14条を削除し、株主総会日現在の株主をその株主総会における議決権を行使することのできる株主とするとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案「当社と株式会社住生活グループとの株式交換契約承認の件」が承認可決されること、および平成22年3月31日の前日までに本株式交換が中止されていないことを条件として、平成22年3月31日に効力を生ずることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>定時株主総会の基準日</u>) <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権 の基準日は、毎年3月31日とす る。	<削 除>
第 <u>15</u> 条～第 <u>41</u> 条 <条文省略>	第 <u>14</u> 条～第 <u>40</u> 条 <現行どおり>

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成22年2月25日(木)

定款変更の効力発生日 平成22年3月31日(水)

以 上